

茨城県において外国人実習生の管理等を行う申立人の、外国人実習生が帰国したことによる営業損害（逸失利益）について、平成23年3月分から平成26年3月分まで、基準年度の利益額と対象年度の利益額（ただし、対象年度の利益額の算定に当たって、一部の費用については費用として計上しない。）との差額に原発事故の影響割合（当初の5割から2割まで漸減）を乗じた額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X協同組合（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 営業損害（逸失利益）（平成23年3月11日～同26年3月末日）

イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金4,356,586円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 営業損害（逸失利益） 4,229,695円

イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 126,891円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月4日

（仲介委員 中條高昭）